

東日本大震災で被災された皆さんへ

7月1日から医療機関等の窓口での取り扱いが変わります。

1 医療機関などにおいて、保険診療等を受ける際には、窓口での保険証(被保険者証)の提示が必要になります。

現在、震災に伴い被保険者証などを紛失したことなどにより、窓口で提示できなくても、氏名生年月日などを申し出ることで、保険診療を受けられることにより保険診療を受けられる取り扱いとなっていますが、7月1日からは、保険診療等を受ける際には、被保険者証などの提示が必要になります(紛失の場合は、再交付を受けてください)。

2 医療機関等における一部負担金等が免除となるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

現在、窓口で以下に該当することを申し出ることにより、一部負担金等の支払いが猶予されている方について、7月1日からは、ご加入の医療保険の保険者が発行する一部負担金等の免除証明書の提示が必要となりますので、加入されている医療保険の保険者に免除証明書の交付を申請してください(免除となる期間は、平成24年2月29日まで(入院時食事療養費および入院時生活療養費は平成23年8月31日までを予定)です)。

(1)災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震の発生以後、被災地域から他市町村へ転出した方を含む)であり、
(2)次のいずれかに該当する方
①住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方
②主たる生計維持者が死亡したまたは重篤な傷病を負った方
③主たる生計維持者の行方が不明である方

④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
⑥原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域および緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

※ただし、次の市町村国民健康保険に加入されている方、または後期高齢者医療制度に加入されている方で保険証の住所が次の市町村の方については、被保険者証があれば免除証明書は不要です。
広野町、榎葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※田村市および南相馬市の市町村国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入されている方は、免除証明書の提示が必要となるのは8月1日からとなり、7月中は6月までと同様の取り扱いとなります。
※原発の事故に伴い、政府の屋内避難指示(4月22日解除)の対象となっていた方(いわき市・田村市の一部で緊急時避難準備区域に指定されなかった地区の方)の窓口負担の免除は、6月末日までに受けた診療等分までとなります。

3 免除対象者の方で一部負担金等を支払われた方は、還付を受けることができます。

震災以降、これまでに支払い猶予・免除の対象でありながら一部負担金等を支払われた方は、加入されている医療保険の保険者に領収書等を添えて申請すれば、還付を受けることができます。

◎ご加入の医療保険の保険者への保険証や免除証明書の申請を忘れずに

申請の方法などは、左記の医療保険の保険者にお問い合わせください。

【国民健康保険】

岡町民生課 ☎72・6933

【後期高齢者医療制度】

岡町民生課 ☎72・6933

岡福島県後期高齢者医療広域連合 ☎024・528・9025

【全国健康保険協会(協会けんぽ)】

岡全国健康保険協会福島支部 ☎024・523・3916

【右記以外の健康保険等】

加入されている各医療保険の保険者またはお勤め先の事業所